

組合員の皆様へ

令和5年10月1日

東京都職員信用組合

「所在不明組合員に対する除名」手続きについてのお知らせ

当信用組合は、平成27年6月30日に開催いたしました第130回通常総代会におきまして、所在不明組合員を除名できるよう定款の一部変更を決議し、平成27年8月3日付で当該定款変更に関する金融庁の認可を受けました。

変更後は、協同組合組織の金融機関である信用組合として適切な業務運営のために、長期間組合事業の利用がなく、長期間所在が不明な組合員に対し、除名とすることができるようになりました。

ただし、除名とする組合員には、事前公告、除名通知、総代会での弁明機会、総代会での議決等の適切な手続きが保障されています。

具体的には、以下の2つの要件に該当した方が所在不明組合員として除名対象となります。

- ①「当信用組合に登録されている住所に宛てて郵送した郵便物が5回以上(各年度1回)継続して返戻された組合員の方」
- ②「5年以上継続して当信用組合の事業(各種預金取引等)を利用されていない組合員の方」

この要件に該当する方の最初の除名の議決は、令和5年度の通常総代会を予定しております。

なお、住所変更のお届けをして頂き、所在が確認できれば、除名対象とはなりません。お届けがお済みでない方は、当組合の窓口又は下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

また、除名後も所在、生存確認が出来れば、出資金、未払配当金の返還はさせていただきます。

【お問い合わせ先】

東京都職員信用組合 預金課

電話番号：03-3349-1406

受付時間：午前9時から午後5時まで